

○四街道市私道整備助成金交付要綱

昭和58年6月10日
告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、私道整備を行う者に対して助成金を交付し、もって市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、都市再開発法(昭和44年法律第38号)、新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)による道路をいう。
- (2) 私道 [前号](#)に規定する公道以外の道路で、当該敷地が私人の所有に属し、現に一般通行の用に供されている道路をいう。
- (3) 私道整備 私道の舗装工事(新設・改修)又は排水施設整備工事をいう。
(平2告示16・一部改正)

(適用対象)

第3条 この告示は、原則として[次の各号](#)に掲げる要件を備える私道について適用する。

- (1) 幅員1.8メートル以上で、両端又は一端が公道に接続していること。一端のみ公道に接続している道路では家屋が2戸以上連担していること。
 - (2) 通勤、通学及び買物等一般通行の用に供されていること。
 - (3) 私道に接続する道路及び排水施設が整備されていること。
 - (4) 私道整備の中で排水施設整備工事を行う場合は、放流先及び流末に支障のないこと。
 - (5) 工事に支障となる地下埋設物がないこと。
 - (6) 私道に接して法面がある場合は、工事に支障のない程度の保護がされていること。
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[同項各号](#)に掲げる要件を備えていない私道であつても市長が適当と認めるものについては、適用対象にすることができる。
- 3 [前2項](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)の一に該当する場合には、適用対象としない。
- (1) 1年以内に掘削する計画がある場合
 - (2) 私道整備に当たつて、当該私道敷地の所有者及びその他の権利を有する者の同意が得られない場合
 - (3) 整備しようとする私道敷地内に法令に違反している建築物等がある場合
 - (4) 小規模開発等によつて造成された私道で完成後3年を経過していない場合
(平2告示16・一部改正)

(工事内容)

第4条 工事設計基準については、[別表1](#)及び[別表2](#)に掲げる構造を有するよう施工しなければならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、[次の各号](#)に掲げる割合によつて算出した額とする。

- (1) 両端が公道に接続する場合 65%
- (2) 一端が公道に接続する場合 50%

(平2告示16・全改)

(助成金の交付申請者)

第6条 助成金の交付を申請できる者(以下「申請者」という。)は、利害関係人のうち私道敷地の所有者又は利害関係人の総意に基づき当該私道の整備に関し、一切の権限を委任された者であること。

(助成金の交付申請手続き)

第7条 申請者は、私道整備助成金交付申請書([様式第1号](#))に[次の各号](#)に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 私道実測図
- (5) 私道計画平面図
- (6) 排水流末系統図
- (7) 委任状([様式第2号](#))
- (8) 私道整備工事に伴う施工同意書([様式第3号](#))
- (9) 誓約書([様式第4号](#))
- (10) 見積書及び施工業者免許写し

- (11) その他市長が必要と認める書類
(平17告示30・一部改正)
(助成金の交付決定)

第8条 市長は、助成金交付の可否を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、私道整備助成金交付／承認／不承認／通知書(様式第5号。以下「通知書」という。)を申請者に交付して行うものとする。
(助成金交付決定の取り消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
(2) 工事が助成金交付承認の内容に反したとき。
(3) 市長の付した条件又は指示等に従わなかったとき。
(4) 正当な理由がなく私道整備工事を著しく遅延させたとき。
(5) 私道整備工事を停止又は廃止したとき。
(工事内容の変更)

第10条 申請者が通知書の交付を受けた後に工事内容を変更しようとする場合は、市長に変更承認を受けなければならない。
(工事着手届及び完了届)

第11条 申請者は、通知書の交付を受けた日から1月以内に工事に着手しなければならない。

- 2 申請者は、工事着手前に工事着手届(様式第6号)を、工事完了後に工事完了届(様式第7号)をそれぞれ市長に提出しなければならない。
(検査)

第12条 検査は、路盤工事完了時及び工事完了時に行うものとする。ただし、市長がその他必要と認めたときはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、工事が申請書の内容に適合しないと認めたときは、申請者に対し手直しを求めることができる。
(平2告示16・一部改正)
(報告)

第13条 市長は、助成金交付の決定を受けた者に対し必要があると認めたときは、工事状況等について報告を求めることができる。
(助成金の交付時期)

第14条 市長は、第12条の完了検査の結果工事が助成金交付承認の内容に適合していると認めたときは、申請者に対し助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、工事が助成金交付承認内容に適合していない場合であっても、施工状況が良好であると認めたときは、助成金の一部を減額して交付することができる。
3 市長が、前2項に規定する助成金の交付をする場合は、申請者に対し私道整備助成金交付通知書(様式第8号)により通知するものとする。
(助成金の制限)

第15条 この告示により助成金を受け整備された私道は、工事完了後5年間については第3条の規定にかかわらず助成金交付の対象としない。
(維持管理)

第16条 助成金を受けて整備された私道は、利害関係人が共同して当該道路及び排水施設の適正な維持管理を行わなければならない。
(委任)

第17条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(平2告示16・一部改正)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和58年6月1日から適用する。

附 則(平成2年告示第16号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第30号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

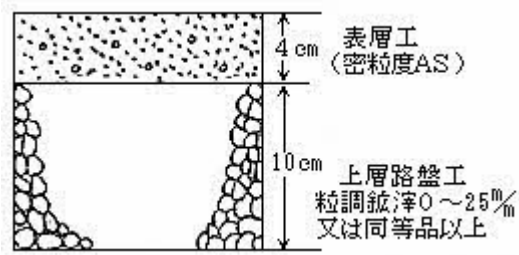
- 2 この告示の施行日前に調製した用紙は、この告示の施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年告示第156号)

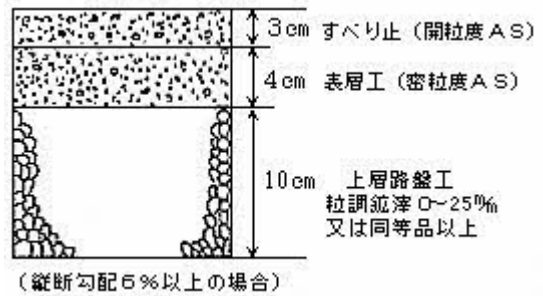
(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この告示の施行の前日に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 別表1(第4条)
(掘削の場合)

A

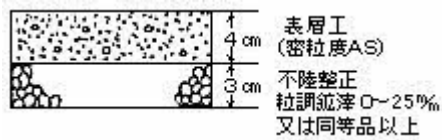


B

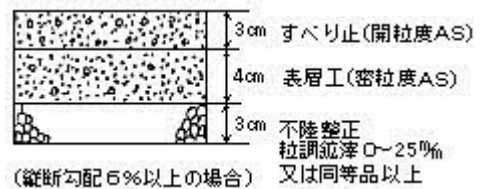


(嵩上げの場合)

C

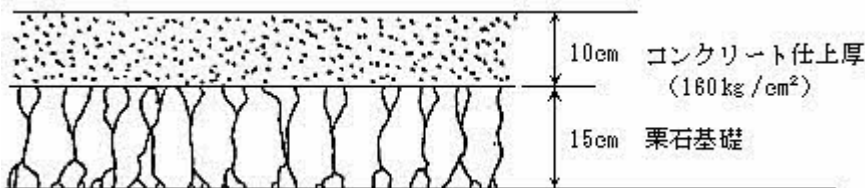


D



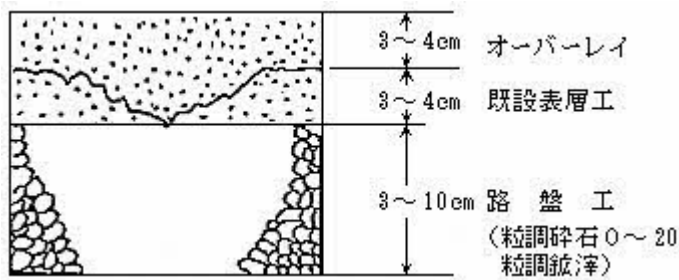
(コンクリート舗装の場合)

E



(オーバーレイの場合)

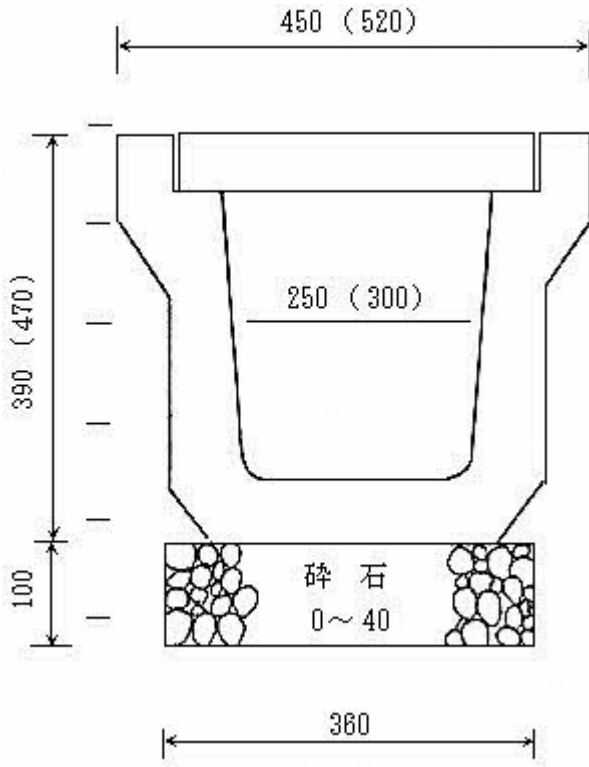
F



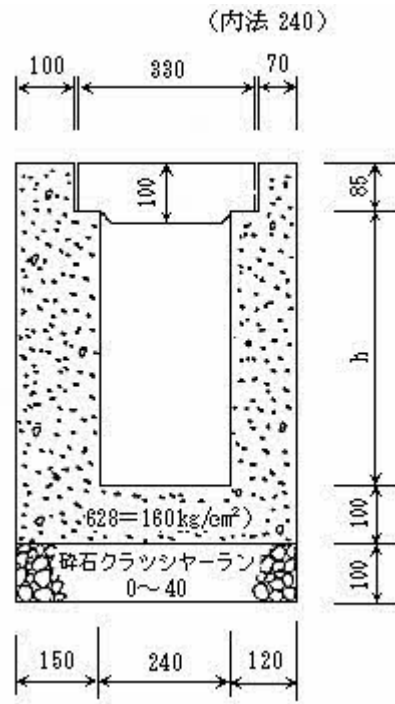
別表2(第4条)
(排水の場合)

A 標準断面図(溝幅250、300)

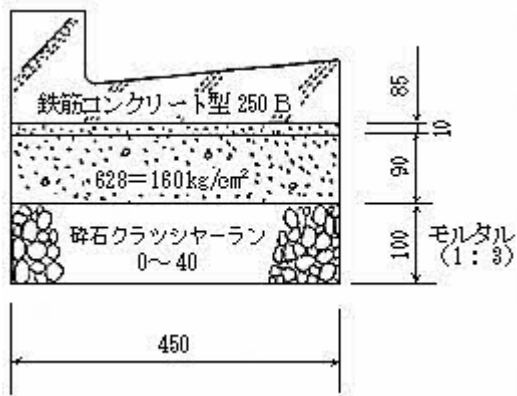
B 現場打側溝



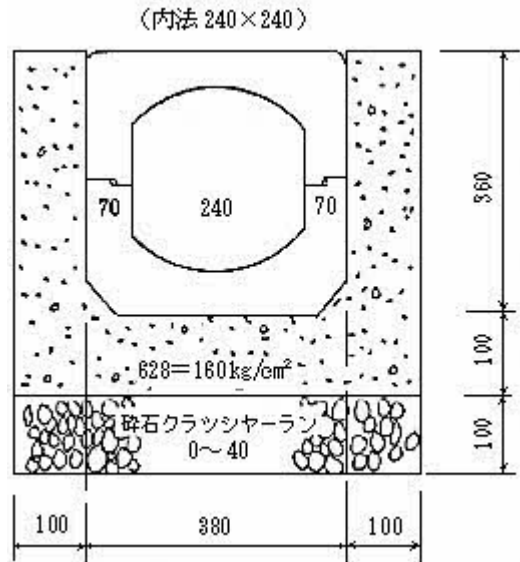
C コンクリートL型



D 横断暗渠



E 集水枡



F 管渠

(ヒューム管又は、同等品で市が適当と認めたもの)

様式第1号(第7条)

(令3告示156・一部改正)

様式第1号(第7条)

私道整備助成金交付申請書

年 月 日

四街道市長 様

住所
申請者
氏名
(連絡先)

四街道市私道整備助成金交付要綱第7条の規定により関係書類を添付して申請します。

1 工事施工箇所

番地から
番地まで

2 工事概要及び工事費内訳

工事内容	路 線				工事費	地元の 負担額	助 成 申請額
	対区番号	延 長	幅 員	面 積			
舗 装 (新 設 改 修)							
排 水							
計							

3 工事施工業者

住 所
会社名
代表者

[様式第2号\(第7条\)](#)

(令3告示156・一部改正)

様式第2号(第7条)



委 任 状

住 所

氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の行為を委任いたします。

委任事項

私道整備の助成に関する一切の権限

年 月 日

委 任 者	
住所	氏名
住所	氏名
住所	氏名
住所	氏名
住所	氏名
住所	氏名

[様式第3号\(第7条\)](#)

(令3告示156・一部改正)

様式第3号(第7条)

私道整備工事に伴う施工同意書
の申請に係る私道整備工事については、異議がないのでその施工に同意します。

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	権 利 の 種 類	同意年月日	同意者の住所氏名	備 考

[様式第4号\(第7条\)](#)

(令3告示156・一部改正)

様式第4号(第7条)

誓 約 書

私は、このたび申請した私道整備の助成に関する地元経費の負担、土地関係諸権利については一切責任をもつて処理いたします。

年 月 日

四街道市長 様

申請者

住 所

氏 名

[様式第5号\(第8条第2項\)](#)

様式第5号(第8条第2項)

第 号
年 月 日

様

四街道市長



承認
私道整備助成金交付 通知書
不承認

年 月 日付で申請があつた私道整備助成については、次のとおり承認
不承認

と決定しましたので通知します。

1 助成金交付額 円

2 不承認理由

3 付記事項

[様式第6号\(第11条第2項\)](#)

(令3告示156・一部改正)

様式第6号(第11条第2項)

工 事 着 手 届

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申 請 者
氏 名

住 所
工事施工者
氏 名

私道整備工事に着手したので、四街道市私道整備助成金交付要綱第11条の規定により下記のとおり届け出ます。

承認番号、年月日	第 号 年 月 日
工事施工箇所	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
現場管理者 〔工事施工者又は工事施工者の定めた者〕	氏 名 連絡先

[様式第7号\(第11条第2項\)](#)

(令3告示156・一部改正)

様式第7号(第11条第2項)

工 事 完 了 届

年 月 日

四街道市長 様

住 所
届出者
氏 名

私道整備工事が下記のとおり完了しましたので、私道整備助成金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

承認番号、年月日	第 号 年 月 日
工事施工箇所	番地から 番地まで
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完了年月日	年 月 日
助成金承認額	金 円
工事施工者 住 所 社 会 代 表 者 氏 名	

(注) 工事完了届には工事写真等を添付すること。

報 告 書

検査の結果上記のとおり相違なく完了したことを確認する。

年 月 日

検査員職氏名
立合人職氏名

[様式第8号\(第14条第3項\)](#)

様式第8号(第14条第3項)

第 号
年 月 日

私道整備助成金交付通知書

様

年 月 日付で申請のありました私道整備助成金については、完了検査の結果合格と認められるので、次のとおり助成金を交付します。

年 月 日

四街道市長



助 成 金	金	円
-------	---	---